

兵庫県と東京農業大学の地域創生に係る包括連携協力協定書

兵庫県（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、将来にわたり活力ある地域社会を構築する「地域創生」の実現に向け、次のとおり、包括的な連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が包括的な連携のもと、人材育成、学術・研究・広報、産業・科学技術、雇用、地域活性化などの分野において、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、相互に有意義と認められる諸事業を行うことにより、地域社会の発展に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、次の事項について協力する。

- (1) 次代を担う人材の育成に関する事項
- (2) 学術・研究・広報に関する事項
- (3) 産業・科学技術の振興に関する事項
- (4) 雇用の創出に関する事項
- (5) 地域の活性化または交流の拡大に関する事項
- (6) その他両者が必要と認める事項

（経費）

第3条 甲および乙が連携協力するための経費の負担については、甲、乙相互が協議のうえ、決定する。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から2018年（平成30年）3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも異議の申し入れがないときには、さらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項または変更を必要とする事項については、甲、乙協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、協定書を2通作成し、甲、乙署名のうえ、おのおの1通を保有する。

2017年（平成29年）4月24日

兵庫県

東京農業大学

知事

井ノ敏三

学長

高野克己